

串間市3世代活躍定住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の新增改築を行い新たに3世代家族となる世帯に対し、その新增改築費用を支援することにより、家族の絆の醸成と子育て支援を促し、子育てしやすい環境整備や定住促進に繋げるため、予算の範囲内において、串間市3世代活躍定住支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにつき、補助金等の交付に関する規則(昭和55年串間市規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子世帯 補助金交付の申請日現在、扶養する子どもがいる世帯をいう。
- (2) 親世帯 子世帯の扶養する子どもから2親等以内の直系尊属の者をいう。
- (3) 3世代家族 子世帯と親世帯を含む3以上の世帯が同居又は子世帯と親世帯が同一の自治会内に居住(以下「近居」という。)している世帯をいう。
- (4) 住宅 自己の居住の用に供するための個人住宅及び延床面積2分の1以上が住戸の併用住宅をいう。
- (5) 新增改築 3世代家族となるための新築又は別表に定める増改築をいう。
- (6) 市税等 市区町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。

(補助金対象者等)

第3条 補助金の対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 新增改築の完成日が、令和6年4月1日以後であること。
- (2) 補助申請日現在において、親世帯又は子世帯が2年以上本市内に居住(現に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律81号)に基づく住民登録を行っていることをいう。)していること。
- (3) 子世帯と親世帯が同居又は近居することとなった日前1年間において、子世帯と親世帯が同居又は近居していないこと。
- (4) 子世帯と親世帯の全員が市税等を滞納していない者であること。
- (5) 生活保護法(昭和25年法律144号)による保護を受けていない世帯に属する者であること。
- (6) 子世帯と親世帯の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 補助の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、市内に存する建築後1年以上経過したもの及び新たに市内に新築するものとし、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が対象住宅の所有者又は権利者と異なる場合については、所有者又は権利者全員の同意が得られるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、新增改築に要した費用(国又は地方公共団体等から、新增改築に資する補助金の交付を受けた場合はその補助金額を差し引いた額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 1工事あたりの補助金の額は、30万円を限度とする。

(対象工事)

第5条 補助の対象となる工事は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 申請者は、新增改築工事の着手前に串間市3世代活躍定住支援事業(新增改築)補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 串間市3世代活躍定住支援事業 事業計画書(別記様式第2号)
 - (2) 串間市3世代活躍定住支援事業 収支予算書(別記様式第3号)
 - (3) 国又は地方公共団体等の補助金交付決定通知書の写し(該当する場合)
 - (4) 同居又は近居予定の3世代家族全員分の住民票の写し(申請日前3か月以内に発行したもの)
 - (5) 市税等の滞納がないことを証する書類
 - (6) 対象となる工事の見積書の写し
 - (7) 工事施工予定箇所の写真
 - (8) 固定資産課税台帳の写し又は所有者が確認できる書類(増改築の場合のみ)
 - (9) 対象住宅又は住宅建設予定地の位置が分かる地図等
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、補助の可否を決定し、串間市3世代活躍定住支援事業(新增改築)補助金交付決定(却下)通知書(別記様式第4号)により、申請者へ通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第8条 前条の規定により補助の決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から14日以内に串間市3世代活躍定住支援事業補助金変更申請書(別記様式第5号)に、第6条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の範囲内において生じた申請事項の変更について、変更申請の必要がないと市長が認める場合はこの限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助の変更の可否を決定し、串間市3世代活躍定住支援事業補助金変更決定(却下)通知書(別記様式第6号)により補助決定者にその旨を通知するものとする。

(完了報告及び交付確定)

第9条 補助決定者は、対象工事が完了したときは、当該完了した日から30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、串間市3世代活躍定住支援事業完了報告書(別記様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 串間市3世代活躍定住支援事業 収支決算書(別記様式第8号)
- (2) 対象工事の代金が分かる領収書及び請求書の写し
- (3) 対象工事施工後の対象住宅の現況及び工事施工箇所の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、内容を調査の上、補助金の額を確定し、串間市3世代活躍定住支援事業補助額確定通知書(別記様式第9号)により、補助決定者に通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、補助決定者又は対象工事を施工した事業者に対し、対象工事の成果について説明を求め、又は実地調査をすることができる。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助決定者は、前条第2項の通知を受けた場合は、速やかに串間市3世代活躍定住支援事業

補助金交付請求書（別記様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、当該提出のあった日から 30 日以内に補助金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第 11 条 市長は、補助決定者又は既に補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（1） 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。

（2） 対象工事を承認なく変更し、又は中止したとき。

（3） 提出書類の虚偽の記載等不正な行為があったとき。

（4） 前 3 号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

交付対象となる経費	項目	新增改築工事の内容
新築	新築	
増築、改築	間取りの変更等	間取りの変更、部屋等の増築、玄関の増設等
	設備の改修等	キッチン、浴室、トイレ、洗面所等の改修又は増築
	バリアフリー改修	(1) 通路又は出入口の幅を拡張する工事 (2) 階段の勾配を緩和する工事 (3) 手すりを取り付ける工事 (4) 段差を解消する工事 (5) 出入口の戸を改良する工事 (6) 床の材料を滑りにくいものに変更する工事
	断熱改修	(1) 屋根（天井）、外壁、床の断熱改修 (2) 窓の断熱改修
	浄化槽の設置等	浄化槽の設置又は入替え

備考

- 1 補助の対象となる経費は、新たに3世代家族になるための工事に係るものに限る。
- 2 補助の対象となる新增改築工事は、その工事面積が10平方メートルを超えるものに限る（浄化槽の設置等を除く。）

別記様式第1号（第6条関係）

串間市3世代活躍定住支援事業（新增改築）補助金交付申請書

年 月 日

串間市長 様

住所 _____

フリガナ
氏名 _____

電話 _____

串間市3世代活躍定住支援事業の補助を受けたいので、次のとおり申請します。

1 対象住宅の住所 (自治会名)	串間市 (自治会)	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 近居						
2 工事の内容 ※別表を参照	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築(間取りの変更等 設備の改修等 バリアフリー改修 断熱改修 浄化槽の設置等)						
3 工事金額	円(税抜)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">※市記入欄</td> </tr> <tr> <td>補助対象工事金額</td> <td>円(税抜)</td> </tr> <tr> <td>工事補助額</td> <td>円</td> </tr> </table>	※市記入欄		補助対象工事金額	円(税抜)	工事補助額	円
※市記入欄								
補助対象工事金額	円(税抜)							
工事補助額	円							
4 申請事項	<input type="checkbox"/> 私(申請者)及び世帯員の全ては、市税等の滞納はありません。また、対象住宅及び同一世帯内において、現在までに当該事業補助金の支援を受けておりません。							
5 同意事項(※)	<input type="checkbox"/> 私(申請者)及び世帯員の全ては、私及び世帯員の住所登録の状況、市税等の納入状況及び他の公的助成制度の適用について、市長が関係当局に報告を求めることに同意します。							
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体等の補助金交付決定通知書の写し <input type="checkbox"/> 住民票(世帯全員) <input type="checkbox"/> 市税等の滞納がないことを証する書類 <input type="checkbox"/> 対象となる工事の見積書の写し <input type="checkbox"/> 工事施工予定箇所の写真(日付入) <input type="checkbox"/> 固定資産課税台帳の写し又は所有者が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 対象住宅等の位置がわかる地図 <input type="checkbox"/> ()							

※ この同意事項によって、申請者及び世帯員の全てが、当該事項について同意したものとみなします。

串間市3世代活躍定住支援事業
事業計画書

1 工事等内容		
2 工事期間		～
3 施工業者	①	所在地
		電話番号
		名称
	②	所在地
		電話番号
		名称
	③	所在地
		電話番号
		名称

串間市3世代活躍定住支援事業
収 支 予 算 書

◆収入の部

項目	予算額（円）	備考
市補助金		上限 30 万円
自己負担金		工事金額（税抜）から市補助金を減じた額
合計	①	

◆支出の部

項目	予算額（円）	備考
工事金額（税抜）		
合計	②	

様

申間市長

申間市3世代活躍定住支援事業（新增改築）補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった住宅（住所： ）の新增改築工事に対する補助については、次のとおり決定（却下）したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定の内容
- 3 留意事項
 - (1) 申請事項に変更又は廃止が生じた場合は、14日以内に変更申請書を提出し、市長の承認を受けること。（ただし、予算の都合により受付できない場合があります。）
 - (2) 対象工事の遂行状況について報告を求め、又は実施調査することがあること。
 - (3) 対象工事が完了したときは、30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了報告書に関係書類を添えて市長に提出すること。
 - (4) 申請内容に虚偽その他不正があった場合又は市長の指示に従わない場合は、補助の決定を取り消すことがあること。
- 4 却下の場合、その理由

串間市3世代活躍定住支援事業補助金変更申請書

年 月 日

串間市長 様

住所 _____

フリガナ
氏名 _____

電話 _____

年 月 日付け ー 号で交付決定を受けた住宅（住所： _____）の新増改築工事について、申請事項を変更したいので、次のとおり申請します。

1 変更内容	①工事金額及び補助金額の変更の場合	変更前	工事金額 円 ※市記入（補助対象工事金額 円）（税抜） ※市記入（工事補助額 円）
		変更後	工事金額 円 ※市記入（補助対象工事金額 円）（税抜） ※市記入（工事補助額 円）
	②上記①以外の変更の場合		
2 変更理由			
3 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 対象となる工事の見積書の写し <input type="checkbox"/> 工事施工予定箇所の写真（日付入） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		

様

申間市長

申間市3世代活躍定住支援事業補助金変更決定（却下）通知書

年 月 日付けで変更申請のあった住宅（住所： ）の新增
改築工事に係る補助については、次のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1 変更内容	
2 変更後の工事金額及び補助額	工事金額 円 補助額 円

3 留意事項

- （1） 申請事項に変更又は廃止が生じた場合は、14日以内に変更申請書を提出し、市長の承認を受けること。（ただし、予算の都合により受付できない場合があります。）
- （2） 対象工事の遂行状況について報告を求め、又は実施調査することがあること。
- （3） 対象工事が完了したときは、工事完了から30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了報告書に関係書類を添えて市長に提出すること。
- （4） 申請内容に虚偽その他不正があった場合又は市長の指示に従わない場合は、補助の決定を取り消すことがあること。

4 却下の場合、その理由

串間市3世代活躍定住支援事業完了報告書

年 月 日

様

住所 _____

フリガナ
氏名 _____

電話 _____

年 月 日付け ー で交付決定を受けた住宅の新增改築工事等
について完了したので、次のとおり報告します。

1 対象住宅の住所 (自治会名)	串間市 (自治会)	
2 工事の内容 ※別表を参照	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築（間取りの変更等 設備の改修等 バリア フリー改修 断熱改修 浄化槽の設置等）
3 工事期間	着工	年 月 日
	完了	年 月 日
4 工事金額	工事金額 円 ※市記入（補助対象工事金額 円）（税抜） ※市記入（工事補助額 円）	
5 添付書類等	<input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 対象工事の代金分かる領収書及び請求書の写し <input type="checkbox"/> 対象工事実施後の対象住宅の現況及び工事施行箇所の写真（日付入） <input type="checkbox"/> その他（ ）	

※串間市確認欄

上記のとおり、改修工事等が完了したことを確認した。

年 月 日

職名 _____ 氏名 _____

串間市3世代活躍定住支援事業
収 支 決 算 書

◆収入の部

項目	予算額（円）	備考
市補助金		上限30万円
自己負担金		工事金額（税抜）から市補助金を減じた額
合計	①	

◆支出の部

項目	予算額（円）	備考
工事金額（税抜）		
合計	②	

文 書 番 号
年 月 日

様

申間市長

申間市3世代活躍定住支援事業補助額確定通知書

年 月 日付け ー 号で交付決定しました住宅等（住所： ）の新
増改築工事について、交付する補助金の額を確定しましたので、下記のとおり通知します。

記

補助確定額 円

年 月 日

串間市長 様

住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____

電 話 _____

串間市 3 世代活躍定住支援事業補助金交付請求書

串間市 3 世代活躍定住支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

金融機関名	
支店名	
預金種類	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※ 補助対象者名義の口座を記入してください。

同 意 書

宮崎県串間市

番地

上記の住宅（又は地番）において、
が（新築、増築、改築）することについて同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名